

公益財団法人東京コミュニティー財団 理事会運営規程

(目的)

第1条 当財団の理事会に関する事項について、法令又は定款に定めるもののほか、本規程にて定めることにより、理事会の適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第3条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項及び第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集者)

第4条 定款第29条に基づき、理事会は原則として代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する

3 理事長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(招集通知)

第5条 前条に基づき理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠席したとき、代表理事が欠けたとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第8条 理事会の決議は、法令及び定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議事項)

第9条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (3) 評議委員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (4) 重要な財産の処分及び譲受
- (5) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- (6) 事業報告及び計算書類等の承認
- (7) 規則、規程の制定、変更及び廃止
- (8) その他法令及び定款に定める事項並びに理事会が必要と認める事項

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第 12 条 法令及び定款で定めるところにより、理事会の議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載または記録しなければならない。出席した理事及び監事は、議事録の内容を確認し記名押印しなければならない。

- 2 理事会での議事の経過について、さらに詳細を残す必要がある場合は、前項の議事録に加えて議事要旨を作成することとする。
- 3 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し、理事会資料及び議事要旨を配布し、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(報告事項)

第 13 条 代表理事及び理事は、定時理事会において自己の職務執行の状況を報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第 14 条 理事会の事務局には、事務局長があたる。

附則

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

本規程は、平成 30 年 4 月 12 日から施行する。